

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び西いぶり広域連合契約に関する規則が例による室蘭市契約に関する規則（令和12年規則第21号）第11条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 8年 3月10日

西いぶり広域連合長 青山



記

1. 入札に付する業務内容

- (1) 件名 西いぶり広域連合最終処分場浸出水処理施設の運転及び維持管理業務委託
- (2) 仕様書等 仕様書指示のとおり

2. 入札に参加する者に必要な要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

- (1) 2023～2026年度の室蘭市又は2025年度～2026年度の伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町の競争入札参加資格者名簿の施設の維持管理業務に関する事項で登録がある者
- (2) 室蘭市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町に本店又は支店、営業所若しくは出張所を有して営業している者
- (3) 公共事業において、類似する施設の運転監視及び維持管理、水質管理に関する単独元請け実績を有する者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (5) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、室蘭市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町の入札参加資格に係る規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと
- (6) 会社更生法（令和14年法律第154号）による更生手続開始前の申立てがなされている者又は民事再生法（令和11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと（更生手続又は再生手続開始後、室蘭市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町から再認定を受けている者を除く）

3. 入札参加申請書等の提出期間、場所等

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加申請書（第1号様式 単体用）に、次の書類を添付して提出すること。

- ① 制限付一般競争入札参加申請受理票（第4号様式 単体用）
- ② 配置予定従事者調書
- ③ 類似業務履行実績調書

(2) 提出期間 令和8年3月10日（火）から令和8年3月27日（金）まで

（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(3) 提出場所 西いぶり広域連合総務課（室蘭市石川町22番地2、電話0143-59-0705）

(4) 提出方法 持参すること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(5) 入札参加資格の確認

申請書等を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、その理由を記載した文書により通知する。

(6) 提出書類様式の入手方法

(3)の提出場所において無償で配布するほか、次のアドレスの西いぶり広域連合ホームページにおいて、ダウンロードできる。

<http://www.union.nishi-iburi.lg.jp/>

(7) その他

- ① 申請書及び資料等の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書及び資料は返却しない。

4. 入札保証金及び契約保証金の有無

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

5. 仕様書等

仕様書等の配布は、次の期間、場所で行う。

- (1) 配布期間 令和8年3月10日（火）から令和8年3月27日（金）まで  
（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）
- (2) 配布場所 西いぶり広域連合総務課（室蘭市石川町22番地2、電話0143-59-0705）

6. 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行日時 令和8年4月1日（水）午前11時30分
- (2) 入札執行場所 西いぶりエコファクトリー3階会議室A
- (3) 入札方法
  - ① 入札書は持参すること。（郵送又はファクシミリによる入札は認めない。）
  - ② 申請書受理票（受付印押印済）又はその写しを入札開始前に提出すること。
  - ③ 入札回数は、2回とする。

7. 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について削除又は減額があった場合、契約を解除することがあります。

8. 入札心得等

- (1) 代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。
- (2) 入札書は、封筒に入れて提出すること。
- (3) 入札参加者は、企業名及び氏名を記した名札を着用すること。
- (4) 次に該当する入札は、無効とする。
  - ① 資格のない者がした入札、又は委任状を持参しない代理人がした入札
  - ② 記名押印のない入札書
  - ③ 金額を訂正した入札書
  - ④ 記載事項が不明確な入札書
  - ⑤ 入札者（代理人）が同一件名に2つ以上の入札をしたとき。
  - ⑥ 入札に関し不正、不穩当の行為があった者のした入札
  - ⑦ その他、入札に関する条件に違反した場合
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は、これを切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。